

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた  
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発  
言、理事会で協議することとされた発言等は、原  
発言のまま掲載しています。  
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの  
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と  
受け取られることのないようお願いいたします。

○根本委員長 この際、長妻昭君から関連質疑の  
申出があります。泉君の持ち時間の範囲内でこれ  
を許します。長妻昭君。

○長妻委員 立憲民主党の長妻昭でございます。  
よろしくお願いをいたします。

今、泉代表から、統一教会の被害者救済新法の  
話がありました。私も、与野党関係なく、使え  
る法律を作りたい、この一点でございます。使え  
る法律を作りたい、この一点でございます。使え  
る法律を作りたい、この一点でございますが、総  
理、やはり、一番意見を聞くべき方は誰なのか  
と思つたときに、やはり被害者の方、そして、被  
害者と長年、統一教会と戦ってきた被害者弁護団。  
この被害者弁護団の方々、全国組織になつてい  
まして、全国霊感商法対策弁護士連絡会、今度は  
統一教会の名前を冠した弁護士会が結成されたよ  
うでございますけれども、この会が今月の二十一  
日に、「政府案に対する声明」という紙を発表さ  
れたんですね。これは皆さんにも、配付資料、全  
部お配りしておりますが、この中で、政府の新法  
を含む政府案については被害者救済のためにはほ

とんど役に立たない、こういうふうには、まずイ  
の一番、冒頭そういう評価をされて、何枚も何枚も  
その理由が書いてあるんですね。

これは、総理、なぜ弁護団の方々ほとんど役  
に立たないというふうにおっしゃっているのか、  
お分かりでございますか。

○岸田内閣総理大臣 様々な意見があるとは思  
います。評価について一つ一つ私から申し上げるこ  
とはいたしません、ただ、政府としては、先ほ  
ど申し上げました被害者救済、そして再発防止、  
これは極めて重要であると考えています。

そして、様々な専門家の意見も聞きながら、政  
府の総力を挙げて法律に仕上げなければいけない  
という努力を続けています。法的な観点から、ど  
こまで書き込むことができるのか、その限界につ  
いて努力を続けているところです。

そして、そうした法律を今検討しているわけ  
ですが、間違いなく多くの被害者の方々に救う手だ  
てになると信じております。しかし、よりよいも  
のに仕上げていくために、関係者の意見、そして  
与野党の協議、これも参考にさせていただきながら  
政府として提出法案を確定していきたいと思つて  
います。

○長妻委員 これはやはり独りよがりになつては  
いけないと思うんですね。一番意見を聞くべき方  
々の一つが、やはり被害者弁護団だと思うんです  
よ。何十年にもわたつて闘ってきた百戦錬磨の皆  
さん方、どういふような条文があれば勝つことが  
できるのか、統一教会の手練手管もよく御存じの  
方々なわけで、そういう方々の意見を、様々な意

見があるというふうにはちよつと切り捨てていただ  
きたくないし、自分も多くの方を、被害者を救え  
る手だてが政府案にはあると信じていると。御自  
身で信じるのはいいんですけども、そうじゃな  
くて、客観的な評価の、大きな評価の一つは、私  
は被害者弁護団の方々の意見だと思つてますよ、  
イの一番に聞かなくやいけない意見が。

総理、昨日も幾つかの、ちよつと本質ではない  
部分で幾つか提案が政府からありましたけれども、  
それではなくて、やはり、これから政府の新法、  
新しい法律についてはもう一段踏み込んだ条文に  
するというような覚悟はありますか、総理。

○岸田内閣総理大臣 覚悟ということでありま  
すので、先ほども申し上げました、法律に仕上げる  
法的な観点から、憲法を始めとする日本の法体系  
の中で最大限、被害者救済のためにどこまで踏み  
込むことができるのか、それをしっかりと追求し  
て法律を仕上げたいと思っております。

そして、弁護団の方々を決して無視するとか軽  
視するつもりはありません。関係者の皆さんの意  
見、そして与野党の協議、これも踏まえながら、  
引き続き、この国会の会期、残り僅かではありま  
すが、限られた時間にしつかりと法案を仕上げ  
て提出できるように、最大限努力をいたします。

○長妻委員 踏み込むという御答弁がありました  
ので、私は期待はしたいと思つてますね。この法  
律では使えませんので、是非。

首をか上げておられますけれども、これは私が  
言っているだけでなくて、被害者弁護団の方がお  
っしゃつておられて、私もこれを詳細に読みまし

たけれども、被害者弁護士が使えないと言うものを使えると強弁しても説得力がないと思うんですよ。

日本人がこれだけ食い物にされたわけですよ。

与野党共にこの怒りというのは私は共有していると思うんですね。やはり使える法律を作るとのこと、いろいろなしがらみがあると思いますけれども、それを打破するのはやはり総理大臣のリーダーシップだというふうに思いますので、本当に、もう一段の踏み込みをお願いしたい。

その中で、今日、ちよつと私、苦言を呈したいのは、参考人として、まさにこの弁護士会、被害者弁護団の声明がございましたので、この声明の概要を、参考人としてここにお出ましたら、説明していただくと思うんですよ、政府・与野党の方にも聞いていただいて。この東京の代表者の方にもお会いして、人を出していただくことになっていったんです、参考人で木村さんという弁護士を。

この弁護士の方は、参議院で、予算委員会です。この前、十月二十四日にお出ましたら、参考人で答弁しているんですよ、予算委員会です。

ここで呼ぼうということ、私、祭日の二十三日の前に申し上げ、ちゃんとこの、今お配りしている要旨のところの下の通告にも木村先生のお名前が書いてあるんですが、今日、来ておられない。つまり、自民党、公明党が駄目だと。これは公明党ですかね、公明党は違うんですか。自公、与党ですか公明党もそうですか。公明党も駄目なんです、賛成してくれない。自民党も、こ

れは駄目だ、呼ぶのはまかりならぬと。

一番、私、聞かなきやいけないのは、もちろん被害者、それを含めて、法的な問題は被害者弁護団だと思うんですよ。なぜこれと呼ばばないんですよ。

総理はどう思いますか。

○岸田内閣総理大臣 私、背景なり事情なり承知しておりますので、コメントは控えます。

これは、いずれにせよ、国会において、理事会において御判断されたものであると理解をいたします。

○長妻委員 これは自民党の皆さんも、心ある自民党の皆さんはおかしいと思っておられる方もいるというふう聞いていますけれども、ちよつとこういう対応はどうなんでしょう。

法律を作るときも、やはり、私たちが既に維新の会と一緒に国会に法律を提出いたしました、被害者救済の新法を。このときにも被害者弁護団の方とは相当すり合わせをして、意見を聞きました。大変貴重な意見です。向こうの口も分かっていますから。

そういう意味では、是非、今後、条文を整えるとき、条文を踏み込むというお話がありましたので、踏み込むときは、被害者弁護団の方と協議をしていただきたい、協議を。一人一人の弁護団じやなくて、弁護団の全体と協議をして、全部の意見を聞けないこともあるでしょう、しかし、協議をするというふうなことに、後ろからちよつと、秘書官の方が駄目出しますか。ちよつと駄目出しはやめてくださいよ。総理の御判断で、協

議をするというようなことをお答えいただきたいと思うんです。

○岸田内閣総理大臣 弁護団を始め関係者の皆様方とは、これまでも政府として、消費者庁を始め様々な関係者が意見交換を行い、そして、そういった意見も踏まえた上で作業を進めております。

この方針はこれからも変わりません。

法律を作り上げるまで、様々な関係者の意見をしっかりと聞きながら努力を続けていきたい、このように思っております。

○長妻委員 それにもかかわらず、今、被害者の弁護団という話もありましたけれども、被害者弁護団が、なぜ、ほとんど役に立たないという評価になっているんでしょうか。ちゃんと聞いているんでしょうか。

そして、ちよつと本質的な、政府の新法の問題について、是非総理にも知っていただきたい。私、総理に期待しているんですよ、本当に。壁を突破していただきたい、もう一段。

ちよつとパネルを御覧ください。

政府の新法につきまして、紙をいただきまして今配付をしておりますが、政府の新法は、まず禁止行為というのを規定する。そして、この禁止行為、政府の概要の三番ですね。禁止行為をしたことにより御本人が困惑をして、そして寄附の意思表示をする、この流れが立証できたときに、その寄附の意思表示を取り消すことができる、こういうスキームになっているわけですね。

禁止行為の中身は後で質疑しますけれども、禁止行為があつて、そして困惑して、そして寄附が

ある。この一連のものがひもづけられて、寄附ごとくにこれを立証するというのが基本なんですよ、寄附ごとに。

ということは、総理、いろいろな事例、総理も御存じだと思います、被害者にもお会いされたというふう聞いておりますので。私も、被害者の方々、御本人にたくさんお会いしましたが、基本的には、統一教会の問題は、まず、いわゆるマイドコントロール、政府はマイドコントロールという言葉が嫌いなようで、表現を変えますと、特別な行為を受けた、そして困惑せずに進んで繰り返し献金をしてしまう、これが取り締まれないんですよ、政府は。困惑していない場合、進んでする場合、これは取り締まれないんですよ、総理。

ここが入口の一番重要なことです、ここが。ここが一番重要なところなんです。ここを打開しない限り、新法の意味がないじゃないですか。

総理、ここについて、いろいろな壁があると私は感じているんですけれども、いろいろな与党の中に。そこをやはり打開するのは総理のリーダーシップだと思うんですが、是非、そこを号令をかけていただけませんか、総理。

○河野国務大臣 寄附者が本人の自由な意思で寄附をする、そういう場合には、これを禁止することはできないわけでございます。

ですから、今回の、今新法として考えているのは、まず、法人が寄附を勧誘するときに、こういう行為をやってはいけないよということをやまずきちんとリストアップをする、そして、その行為を

やったことよって、不安に乗じて寄附をする、そういうような場合に対応をしていこうということでございます。

今回の検討している新法は、宗教法人だけでなく、学校法人であったり、NGOであったり、これはあらゆる法人に対する寄附に関する法案でございますから、まず入口として、寄附の勧誘についてきちんと、やってはいけないことというのをまず明確にして、そこを入口にしていきたいというふうに思っております。

○長妻委員 これは私が言っていることと同じなんです。禁止行為、これを明確にするということですね。

ただ、政府は、この禁止行為のみならず、禁止行為によって困惑ということが入っているわけですよ、困惑しないといけない。そして、その困惑によって寄附、この一連の流れがひもづけされて、これが、一つ一つの寄附で立証するというのが基本になっているわけですね。

そうすると、更問いたしますけれども、困惑を全くしない場合、これは規制できるんですか。

○河野国務大臣 困惑なく寄附者が寄附をするというのは、それは御自分の財産を御自分で処分をするわけですから、そこに、その権利に立ち入るといふことは難しいと思っております。

○長妻委員 これは、いいこと言うなとおっしゃっているんですか、また、自民党。

何でだろう。これは、統一教会の問題について、実は四党の協議会で合意したわけですよ。つまり、四党の協議会で、自民党の紙にも、いわゆるマイ

ドコントロールの定義をするというふうにご自分の紙にきちっと明記されているわけですね。つまり、これは我々と問題意識が一緒なんです。

つまり、マイドコントロール的な行為を受けて、あるいは特別な行為と言ってもいいでしょう、それを受けて、受けた後は、困惑しないで進んで献金を繰り返し返して、そして破産をしてしまう。あるいは、もう生活保護に陥ってしまった方も大勢おられますよ。それをどうするのかということが新法を作る一番初めのスタート地点じゃないですか。

今、河野大臣の答弁では、いや、困惑しなければ取り消せません。そもそも、では何で新法を作るんですか。

いわゆる統一教会の特殊なこういう事情に鑑みて新法を作るといふのを、総理が大号令をかけたわけですよ。はっきり言えば、さきに、以前、自公は新法を作るといふのはすごく消極的でした。それを、総理が宣言をして、新法を作ろうと。これは、私は、ああ、一歩前進するかもしれないと期待しました。

しかし、総理、新法が、中身が、消費者契約法の改正案と要件は一字一句同じなんです。知っていましたか。消費者契約というところが寄附に変わっただけで、同じなんです。つまり、同じように使えない、使い勝手が悪い法律になっているんです。当初は、新法は公益法人法の条文を参照して作りますと言っていたのが、一気に変わったわけですよ、何かがあつて。

総理、是非、困惑しなければ取り締まれないと

いうことでは、統一教会の問題、弁護士さんがおっしゃるように、ほとんど役に立たないということなので、これを突破するように何とか知恵を出してくれ、こういう御答弁をいただきたいんです。いかがですか、総理。

○根本委員長 では、まず河野大臣。いいですか。（発言する者あり）その後、総理で、最初、まず河野大臣。（発言する者あり）いいんですか。

では、総理。  
○岸田内閣総理大臣 委員の御指摘の点を含めて様々な議論があることは承知しております。要は、要件の明確性の観点からどうあるべきなのか、こういった議論だと承知しております。

そして、その一方、寄附は寄附者の自由な意思の下、適切な判断でなされるべきであり、寄附の勧誘がそれを困難にすることがないようにすべき、この点は重要なポイントだと承知をしています。

いずれにせよ、引き続き議論は続けてもらいたいと思えますし、政府として、そうした議論を踏まえて適切に判断をし、法律を提出していきたいと思えます。

○長妻委員 このパネルの下にあるコメントは、被害者救済にはほとんど役に立たない、政府は被害に関する実態把握がまだ不十分、これは先ほどの被害者弁護団の政府案に対する声明に書いてあることなんです。

総理、総理はよく分かかっておられると思うんですよ。これはいろいろな、日本にはしがらみというのがあるんですが、事この統一教会に限っては、本当に、日本人の財産が、そして命が食

い物にされている問題じゃないですか。

総理、ここでもう一段踏み込んで、この問題を決着させるように努力する、もう一段踏み込むと。法律について更に踏み込むということ、ちよつと明確に答弁いただきたいんですよ。使える法律にするということ、是非。

○岸田内閣総理大臣 まず、基本的な問題意識は共有していると思います。こうした事態に当たって被害者の方々をどう防ぐか、そして、今後再発をいかに防止するか、こういった考え方は共有できていると思っております。

しかし、そのために、法律を政府としては提出をしなければなりません。そして、その法律は、憲法や法体系の関係で、法的な見地からこれはどうあるべきなのか、これを冷静に考えていかなければなりません。その中で、ぎりぎり、どこまでそうした多くの方々の思いを盛り込めるか、これを政府として冷静に判断していかなければなりません。

様々な意見があるということ、それはそのとおりだと思えます。しかし、法律、日本国の法律を政府として提出をするわけでありますから、法的な見地から、法の専門家の見地から冷静に判断をし、どうあるべきなのか、与野党の協議等もしつかり踏まえながら、この限界を政府として判断をし、法律を提出していきたいと考えています。

○長妻委員 これは総理にちよつと確認したいんですが、総理は、いろいろ新法に対して消極的な自公の対応を見てだと思えますが、新法を作るというふうに宣言されました。大きなニュースにな

りました。

そのときの総理のイメージである新法というのは、もちろん、統一教会の被害者を救う、あるいは防止する、そういうイメージで新法とおっしゃったわけですよ。ということは、これは、いわゆるマインドコントロールというような状況下にあって、困惑しないで進んでする寄附というのが繰り返されている、これを何とか取り締まろうという趣旨が新法ということでもよろしいんですか、総理がおっしゃった。

○岸田内閣総理大臣 私自身、新法を作るべきだという思いを訴えさせていただいた際に、被害者の方々を救済し、再発を防止する、そのために政治として責任を果たさなければならぬ、そうした強い思いを持って申し上げました。

しかし、法律を作る際には、要件の明確化を始め、責任を持って法律を作らなければなりません。御指摘のような議論があること、これは承知をしておりますが、その中であつても、政府として提出する法律、責任ある法律はどこまで可能なのか、これを追求していきたいと思えます。責任のある法律を国会に提出させていただくべく、努力をいたします。

○長妻委員 本当に踏み込んでいただきたい。次のフリップ、先ほどの禁止行為の一類型、これが統一教会に当てはまる可能性があるということ、政府は出していただいたんですが、これについても、この禁止行為の一類型の下に先ほどの被害者弁護団の評価がありますが、必要不可欠という

のを禁止行為の中に政府は入れてしまったんですね、五文字。これは何で入れたのか、経緯も知りたいところですけども、必要不可欠は余りに厳格過ぎ、これでは実務上、被害者救済に用いることが今以上に困難となる。これはここにお配りした被害者弁護団の声明なんですね、政府案に対する。

今以上に困難になるという意味をお伺いしましたら、必要不可欠ということを入れてしまうと、今も不法行為、七百九条などで裁判している、そのときに、別に必要不可欠というのは要件でないでも、新たな規範で、新たな法律で必要不可欠が入ってしまうと、裁判官がこの規範を参考にして判決を書きかねない、だからもつと絞られる懸念がある、そこまでおっしゃっているんですよ。

これはどういうところに必要不可欠というのが入っているかというと、前提としていろいろありますが、当該不利益を回避するためには寄附をすることが必要不可欠であることを告げる、これが要件に入っているんですね、禁止行為の。

先ほどの困惑というのでも大きな壁ですけども、もう一つ大きな壁が必要不可欠。つまり、例えば、あなたのお子さんとかが大変な不幸になる、重大な不利益をこれから被る、それを回避するにはあなたが寄附することが必要不可欠だと告げないといけない。もちろん、必要不可欠という文字を、一字一句同じ文字でなくともいいという話がありましたけれども、問題ですよ、意味としては。唯一の手段だと、あなたが子供を救うには献金が唯一の手段だという言い方も同じでしょう、必要不

可欠という趣旨なわけでありませうけれども。

これも、被害者弁護団の方とお話しして、私も判例を読んだり、被害者の方とお話しすると、先ほど申し上げたいいわゆるマインドコントロール的な状況に、特別な行為を受けてそういうふうになった方は、別にそういうふうにならなくても、極端に言えば、振り込み用紙を送ればそのまま巨額の献金をしていただくような、そういう状態に置かれていくわけで、ですから、この必要不可欠があるとこれは使えない、こういうふうには弁護団の方も、むしろもつと逆行するとおっしゃっているんですが、ここについても大きな一つの壁なんですから、総理、これは考え直すような指示をいただけますか。

○根本委員長 国務大臣河野太郎君。（発言する者あり）

まず、担当大臣に答えていただいて、その後、総理にお願いします。

○河野国務大臣 この必要不可欠という言葉をそのまま相手に告げる必要がないというのは、今、長妻さんおっしゃったとおりでございます。勧誘全体として、そういう切迫性とか必要性というものに当たるといふ場合には、当然に当てはまるというふうに思っております。これまでの悪質な勧誘事例を見ても、多くの場合、そうした切迫性、必要性というものがあるといふふうには思っております。

今、長妻さんがおっしゃったように、例えば、振り込み用紙を送ったら、大学やらNGOの寄附の勧誘でもそういう場合がございます、それも全

部駄目になってしまふ可能性があるというのは、これは余りに広過ぎるんじゃないかと思えます。

不安に乗じて、これをやる必要不可欠なんですということ、そういう切迫性を持つて勧誘をする、だからこそ、今回の検討している法律に当てはまる、そういうふうを考えておりました、余りにここを広くしてしまうというのは、逆の意味で問題になる可能性があると思っております。

○長妻委員 ちょっと、河野大臣は本当に被害の実態を御存じなのか。何かNPOがこれがないとひっかかっちゃうと言うんですが、普通のNPOが、靈感等による知見として、親族、本人の重要事項について、将来の重大な不利益を回避できないとの不安を、抱えていることに乗じてというようなことでやってくるんですかね。真つ当な団体は適用されないんじゃないんですか。先ほど、ほとんど切迫性がある、統一教会の献金には、そういうお話がありました、これはありませぬよ、被害者弁護団に聞くと。ちょっと、もつと総理、聞いていただきたいんですよ、被害者弁護団の皆さんに。

この必要不可欠についても、総理、踏み込んで、もう少し、見直すことも含めて、踏み込むというふうな御答弁をいただきたいんですが、いかがですか。

○岸田内閣総理大臣 今、河野大臣からお答えさせていただいたように、必要不可欠という要件につきましても、そのまま告げる必要はなく、同等程度の必要性、切迫性、これが示される場合は適用可能だという答弁をさせていただいたと思いま

す。これがこの部分に対する考え方です。

いずれにせよ、寄附は、寄附者の自由な意思の下に、適切な判断で行われるべきであるという観点は重要だと思います。

要件の明確性の観点からどうあるべきなのか、政府としてしっかり検討し、判断をしていきたいと思っております。

**○長妻委員** この五文字があると、駄目押しで使えなくなるんです、困惑と同じように。厳密にこの同じ言葉じゃなくていいということは、当然、これが唯一のあなたが救われる手段ですというのと別に同じじゃないですか、その言葉の厳しさは。

そういうことを告げていないわけですよ、統一教会の献金の被害は。十年にわたって、あるいは五年とか十年にわたって、長期にわたって、ある意味では自動的にといか、進んで、困惑せずに寄附を繰り返すということなんです。これは是非、総理、踏み込んでいただきたい。

そしてもう一点、家族の取消権についてなのですが、ごいますが、政府は債権者代位権というようなことをおっしゃっていますけれども、そうすると、これは扶養を受けている家族だけが取消しができるといふことで、それは奥さんとかそういう場合もあるかもしれませんが、特に多いのが、やはり所得のない専業主婦の方が、被害者が多いんですね。そうすると、お子さんの場合、未成年ですよね、扶養を受ける。未成年の方が訴訟なんかしますかね、自分で、代理人を立てて。

あるいは、債権者代位権を行使して取り消すなどするには、親が無資産、無資力という要件があ

って、親が資産がない、ある意味では子供が取り返す資産よりも少ない資産というのが要件ということで、非常にこれも厳格でありますし、仮に取り戻せたとしても養育費のみ、月数万円が相場であるという状況でありますけれども、その掛ける年限ぐらいのことであるということなので、もともと家族の範囲を広くしていただけませんか。そして、取り戻せるお金をもっと広くしていただけませんか。いかがですか。

**○河野国務大臣** 本人が自分の財産をどのように処分するかというのは、これは御本人の財産権でございますから、家族といえども、それを阻害することはできないわけです。

しかし、例えば、お子さんが、お父さんが全てのお金を寄附してしまったために食べるに困るといふようなこと、あるいは、学校に行きたくても学費を払ってもらえないというような、扶養義務を受けられないときには、これは当然、その子のこれまで、あるいはこれから先のことも考えてあげなければいけないということで、寄附してしまった本人に代わって自分の必要となる債権を取り戻すということができるといふのがたてつけでございます。

恐らく、民法で規定している親族の中で、同居している親族であったり、子供がどこか東京の大学に行っているとか、そういう場合も入るんだらうと思います。そういう範囲の家族、親族が、自分のために必要となるお金を、寄附してしまった本人に代わって取り返す。

どの辺の範囲までというのは、単に食べるだけ

でなく、学校に行く、大学に行く学費というのも当然あるんだろうと思いますし、そこは様々なところをこれから詰めていきたいというふうに思っておりますが、本人が財産を処分するのは、それは御本人の、ある面、財産権でございますので、その中で、家族が自分に対して当然やってくれるべき、婚姻ですとかあるいは子供の扶養とか、そういう義務に関わる費用を出してもらえなかったときに本人に代わってそれを取り戻せる、そういう仕組みの新たな法を今検討しているところでございます。

**○長妻委員** これは、私たちは特別補助人という制度を既に、日本維新の会と立憲民主党で、国会に提出しております。成年後見制度も参考にして、また別の制度として、代理人を立てて権限を行使する、同意権、取消権、代理権、これを限定的に付与する、そういうものを作っております。

今、河野大臣からも答弁がございましたけれども、小中学校とか高校生が自分の養育費を取り戻すために訴訟できますかね。法テラスに駆け込むんですか、小学生とか中学生が。それで代理人をつけて、親が無資力であればということ、できないと思うんですよ。ただ、河野大臣も詰めていきたいと最後におっしゃいました、制度設計について。

総理、これは難しいことは私もよく分かっています。確かに難しいんです。難しいんですが、ただ、本当に、マインドコントロールから解けていない方がどんどんどんどん献金して、生活が立ち行かなくなると、子供が結局面倒を見るようにな

る、そういうような事態、あるいは生活保護に陥って税金を使うようになる、こういうことを見遇うとして本当にいいのか。私は、食い物にさかれている現状を何とか止めたいというふうに思うんですね。

総理、河野大臣もこれから詰めていきたいという話なので、是非、範囲を広げるように工夫していただきたいと思うんですけども、そこについて、どうですか。努力するという答弁をいただけませんか。

**○岸田内閣総理大臣** 御指摘の点については、委員御自身も十分御案内だと思いますが、個人の財産権の侵害、憲法との関係において、これをどこまで法律の中に書き込むことができるか、こういった議論の結果、政府としては、債権者代位権という形、自らの権利を保全する必要な限度で他者の権利を行使することを認める制度、こういった制度を考えているということであります。

この適切な行使に当たって様々な工夫をするということとは当然あるんだと思いますが、こうした憲法、個人の財産権の侵害に関わる問題についてどこまで法律として対応できるのか、政府としても、その実態もしっかり踏まえながら、どこまで法律の中に書き込むのか、検討を続けたいと思います。

**○長妻委員** 検討を続けたいということで、これはもう一回確認したいんですけども、法律が成立してしまっただけでは、なかなか変えるということにはできないと思うんですね。使えない法律になってしまうと、本当にこれだけ騒ぎになって、これ

だけ実態が分かったのに、国会は何をやっているんだというそしりを受けかねないと思うんですね。

そうすると、総理、昨日も政府・与党から少し本質ではない提案がありましたけれども、それを含めても、更に、私が言った要件のところ、法律の入口のところについて、具体的には、困惑のところが、そして必要不可欠のところを申し上げましたが、それについて、もう一段法律を踏み込んで、更に改良を重ねていきたい、改善を重ねていきたい、そういう御答弁を一言いただきたいんですけども。

**○岸田内閣総理大臣** 今現在、政府としても法律の検討を続けております。その中で、この法律、法的な観点から、憲法を始め他の法体系との関係も含めて、どこまで実態に即した法律にすることができるとか、これを検討し続けていきたいと思えます。その中で最大限の努力をしていきたいと考えます。

**○長妻委員** 最後に、我が党と、立憲民主党と日本維新の会の一番の入口のところの要件の条文をお示しいたしますけれども、もちろん私たちも自分たちの法律を全部通せなんとは言っておられません。いい知恵があれば、つまり、ちゃんと統一教会の被害者が救済できるというそもその新法を作る動機、それが一定程度射程に入るような、そういう知恵があれば我々も別に柔軟に受け止めたと思うんですけども、まだそうなっていないわけですね。

私たちの概念というのは、特定財産損害誘導行為というのを概念としてつくりました。当然、マインドコントロールというのは、内面を測って内

面は分かるわけはありませんので、外形的行為があればそうみならずということでありませぬ。

条文には、人の自由な意思決定を著しく困難とするような状況を惹起させる違法若しくは著しく不当な行為を行い、又はその行為により惹起された状況を利用して、状況を利用して、その人の財産に著しい損害を生じさせることとなる財産上の利益の供与を誘導することをいう、こういうふうになっているわけですね。

つまり、人の自由な意思決定、これを困難とするような著しく不当な行為、あるいは、その行為によって惹起された状況を利用してというのがあって、その人の財産に著しい損害を生じさせる、つまり、行為の悪質性と結果の重大性という二つが合わさって、この特定財産損害誘導行為ということで、これが禁止となり、取消し事由になるわけですね。

これについての、条文の中に書き込みました、四つの例示規定を書き込みました。これは全部読みませんけれども、具体的にこの四つの例示規定を書き込んで、そして、これに準ずるものである人の自由な意思決定を著しく困難とするような状況を惹起させる違法若しくは著しく不当な行為とこののを定義させていただいているんですね。

ですから、こういうような形で一定程度広く射程を取る。さっき河野大臣も、普通のNPOが対象になっちゃうんじゃないかというお話がありました。NPOが、こういうようなことをしますか、普通のNPOが。人の自由な意思決定を著しく困難とするような著しく不当な行為をしますか。その行為

により惹起された状況を利用して、著しい損害を生じさせることとなる利益供与、これを誘導しませぬ、真つ当な組織が。

ですから、そういう意味では、下にも相当具体的な事例を入れておりますので、こういうような要件で、何とか実効性のある、被害者弁護団の方々から見てもまあ及第点だと最低限言っていただけのような法律を作りたいと思ってるんですが、総理、いかがですか、こういう考え方。

**○岸田内閣総理大臣** 被害者の方々を救済したい、また被害の再発を防止したい、この思いは共有しております。

その中で、御指摘も踏まえて、様々な意見を聞きながら、政府として責任ある法案を取りまとめます。是非、今国会に法律を提出したいと思いません。早期成立を図りたいと考えています。

**○長妻委員** 最後、委員長にお願いしたいのは、やはりこの国会の場に、全国霊感商法対策弁護士連絡会、今は名前が、旧統一教会、統一教会連絡弁護士会等々、ちよつと名前は変わっていると思えますけれども。

そういう当事者の被害者弁護団を参考人として、今日は拒絶ということになりましたけれども、是非、来週月曜日とか、まだ衆議院の予算委員会は続くと思いますので、そういう意見も取り入れるということ、是非呼ぶことを、これは拒む理由はないと思うんですね、総理。

団体でこういう声明を出して、説明を受けるのが何で駄目なんだろうと思えますので、是非御検討いただければと思います。

**○根本委員長** 理事会で協議します。

**○長妻委員** では、いい法律を是非作ってまいります。

ありがとうございました。